

周産期医療の「地域において良質かつ適切な医療が提供される
ために必要な診療所」に関する関係分の法律等の抜粋

医療法第7条第3項

診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

医療法施行規則第1条の14第7項

法第七条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。ただし、第五号に掲げる場合にあつては、同号に規定する医療の提供を行う期間(六月以内の期間に限る。)に係る場合に限る。

- 一 略
- 二 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。
- 三 略
- 四 略
- 五 略

医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領
(判断における留意事項)

第2 有床診療所の開設等の相談があつた事案が医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に規定される「医療審議会の意見を聴いて都道府県知事が認める診療所」に該当するか否か(以下「有床診療所の医療法施行規則第1条の14第7項の適用の適否」という。)の判断にあたり留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 同項第2号における「へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所」とは、(1)以外の診療所であつて、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。
- (3) 略
- (4) 略
- (5) (2)のうち、「周産期医療において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所」(以下「周産期医療診療所」という。)とは、次の要件を満たす診療所であること。
 - ア 産科又は産婦人科を標榜すること。
 - イ 分娩を取扱うこと。
 - ウ 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。

(基準の判断方法)

第3 第2各号の規定に該当するとの判断をする際には、次の点に留意すること。なお、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であることについては、地域医療構想推進委員会(以下「推進委員会」という。)へ意見を聴き、その必要性が認められたものであること。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 周産期医療診療所
 - 第2(5)ウの確認にあつては、次の点に留意すること。
 - ア 既設の診療所の場合は、愛知県周産期医療情報システムのIDが付与されていること。
 - イ 新設の診療所の場合は、愛知県周産期医療情報システムへ登録する旨を確認できる書類を提出させること。

(整備計画書)

第4 有床診療所の開設等の相談があつた場合、開設等の場所を所管する保健所(以下「所管保健所」という。)は、相談者に、有床診療所の開設等所在地の地区医師会など地域の関係団体とその計画内容について協議するよう指導する。

- 2 略
- 3 略
- 4 基幹的保健所は、所管保健所が医療福祉計画課との協議後、推進委員会を開催し、当該計画について推進委員会の意見を聴き、計画書副本にその意見を付し医療福祉計画課へ送付するものとする。

また、推進委員会の意見を聴くにあつては、基幹的保健所は計画者に推進委員会への出席を求め、計画者からの説明を踏まえた協議を行うよう努めるものとする。

(医療審議会での意見聴取)

第5 医療福祉計画課は、推進委員会の意見を聴いた計画については、推進委員会の意見を付して医療審議会の意見を聴くものとし、その意見を踏まえ、当該計画の有床診療所の医療法施行規則第1条の14第7項の適用の適否について判断する。